# 埼玉社会科教育研究

第 25 号

2019 (平成 31) 年 3 月 埼玉大学社会科教育研究会

## 埼玉社会科教育研究

## 第 25 号

## 目 次

【研究論文】			
民主主義学習再考	柿沼	利昭	(1)
中学校社会科授業改善の試み····································	安原	聡彦	(13)
社会的事象の見方・考え方を働かせる小学校社会科授業	山口	美保·······	(26)
社会的な見方・考え方を働かせ、社会との関わりを意識する社会科授業の研究	小林	孝太郎	(36)
【研修報告】			
社会にかかわれるように社会がわかる授業の創造	吉井	大輔	(48)
【研究会規約】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			(58)
【編集規定・執筆事項】			(59)

#### 《埼玉大学社会科教育研究会規約》

- 第1条 本会は埼玉大学社会科教育研究会と称する。
- 第2条 本会の事務局は埼玉大学教育学部社会科教育研究室に置く。
- 第3条 本会は社会科教育に関する理論的,実践的研究を行い,並びに会員相互の連絡をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - 1. 研究会の開催
  - 2. 機関誌「埼玉社会科教育研究」の発行
  - 3. 資料の収集・交換
  - 4. その他必要な事業
- 第5条 本会は,埼玉大学教員及び卒業・修了者並びに本会の目的に賛同し社会科教育の研究を行 う者をもって組織する。
- 第6条 本会は次の役員を置く。
  - 1. 会長 1名
  - 2. 幹事 若干名
  - 3. 監査 1名
  - 4. 顧問 若干名
- 第7条 役員は次のように定める。
  - 1. 幹事及び監査は総会において選出する。
  - 2. 会長は幹事会において選出する。
  - 3. 顧問は幹事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 第8条 役員の任務は次のように定める。
  - 1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
  - 2. 幹事は幹事会を組織し、本会の運営について審議する。
  - 3. 監査は本会の会計を監査する。
  - 4. 顧問は会長の諮問に与かる。
- 第9条 各役員の任期は2か年とする。ただし再選は妨げない。
- 第10条 総会は毎年1回以上開かなければならない。
- 第11条 本会の経費は会費,寄付金その他の収入による。
- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。
- 第13条 会則の変更は総会の議を経なければならない。
  - 附則 この規約は平成7年6月30日より施行する。

### 『埼玉社会科教育研究』編集規定・執筆要項

#### <編集規定>

- 1. 本誌は埼玉大学社会科教育研究会の機関誌であり、年一回発行する。
- 2. 本誌は本研究会会員の研究論文,研究ノート,書評,研究会報告,その他会員の研究活動に関する記事(以下,論文等)を掲載する。
- 3. 本誌に論文等を掲載しようとする会員は、所定の執筆要項に従い事務局宛に送付する。
- 4. 原稿の掲載は幹事会の審査を経て決定する。
- 5. 掲載予定の原稿について,幹事会は執筆者との協議を通じ,内容の変更を求めることができる。
- 6. 執筆者による校正は初校までとする。
- 7. 論文等の著作権は、論文等の原稿が本研究会に受理された時点から、原則として、本研究会に帰属する。
- 8. 論文等の著作権は本研究会に帰属するが、著作者人格権は著者に帰属する。ただし、著者が著者自身の論文等を複製・翻訳等の形で利用することに対し、本研究会はこれに異議申立て、もしくは妨げることはしない。この場合著者は本研究会の了解を得ることとし、複製物あるいは著作物中に出典を明記すること。
  - (2)本研究会は論文等の複製を行うことができる。ただし、この場合、関係する著者にその旨了解を得る。
  - (3)本誌に掲載された論文等は、埼玉大学学術情報発信システム(SUCRA: Saitama University Cyber Repository of Academic Resources)において電子的に公開する。その際、「埼玉大学学術情報発信システム(SUCRA)運用指針」に従うものとする。
- 9. 執筆に当たっては、他人の著作権を侵害、名誉毀損、その他の問題を生じないよう十分に配慮すること。
  - (2)万一, 論文等が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ, 第三者に損害を与えた場合, 著者がその責を負う。

#### <執筆要項>

- 1. 原稿は、横 46 字、縦 44 行を1 頁とし、Word で作成する。
- 2. 原稿の1頁には、表題、所属、氏名を記し、10行目から本文を書きはじめる。
- 3. 完成原稿(A4判)とデジタルファイル(CD・USBメモリーなど)を送付する。

送付先

〒338-8750 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255 埼玉大学教育学部社会科教育学研究室 「埼玉大学社会科教育研究会」事務局

桐谷正信

Tel & Fax 048-858-3193

E-mail: kiritani@mail.saitama-u.ac.jp

#### 埼玉社会科教育研究 第25号

2019 (平成 31) 年 3 月 31 日

編 集 埼玉大学社会科教育研究会

発行者 代表 埼玉大学社会科教育研究会会長 大友秀明

〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255

埼玉大学教育学部社会科教育研究室

TEL 048-858-3191, 3193 FAX 048-858-3193

e-mail: kiritani@mail.saitama-u.ac.jp

ISSN 1880-3601